

(例2) サービス種類11：訪問介護で、訪問介護処遇改善加算Ⅰの請求があり、上限審査にて査定された場合

【原審（審査処理後）】

給付管理票

計画単位数（訪問介護）	500単位
-------------	-------

請求明細書（明細情報）

①本体報酬	1,000単位
②訪問介護処遇改善加算Ⅰ	40単位

請求明細書（集計情報）

③単位数合計	1,040単位
④単位数単価	10.00
⑤保険給付率	90%
⑥保険請求額	9,360円
⑦利用者負担額	1,040円

査定

【原審（上限審査後）】

給付管理票

計画単位数（訪問介護）	500単位
-------------	-------

請求明細書（明細情報）

①本体報酬	1,000単位
②訪問介護処遇改善加算Ⅰ	40単位

請求明細書（集計情報）

③単位数合計	520単位
④単位数単価	10.00
⑤保険給付率	90%
⑥保険請求額	4,680円
⑦利用者負担額	520円

査定された場合でも  
明細の40単位のまま  
計算する。

< 処遇改善の加算額 >

$$\text{②} \times \text{④} = 40 \times 10.00 = 400 \text{円}$$